

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社あおり総合管理（以下、「弊社」といいます。）が、この NORIPA!サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さま（以下、「利用者」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、利用者と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条（利用時間等）

利用時間等

4月～12月 駐輪場営業時間 5～25 時間（12月16日以降 6～22 時）

第3条（利用者の制限）

本サービスの利用者は、弘前駅中央口駐輪場を利用する学生(専門学校も含む)とします。申込み、及び更新手続きの際に、弊社は確認等必要な場合には学生証の提示を求めるものとします。

第4条（利用の申し込み）

利用の申込みは、本サービス利用及び料金支払いの手続きを、本サービス専用 Web フォームから行うものとします。

第5条（利用料金および支払方法）

1、利用料金

利用区分	利用料金
普通自転車 1か月	1,900 円
電動自転車 1か月	4,400 円

2、支払方法

本サービス専用 Web フォームにて、支払登録を行うものとします。

第6条（利用の更新等）

1、本サービス利用の更新は、本サービス専用 Web フォームにて利用料金の支払い停止処理を行わない限り自動で更新されるものとします。

2、サービス停止期間（1～3 月）は、利用者において料金支払い停止の処理を行うものとします。

第7条（利用料金の還付）

1、改築、修繕その他の理由により駐輪場の利用を中止したときは、利用料金の還付を行います。

2、利用者の都合により、利用の取り止めに申し出たときは、利用料金の還付は行わないものとします。

第8条（利用料金の減免）

本サービスにかかる利用料金の減免は行わないものとします。

第9条（自転車の管理義務）

利用者は本サービスで借受けた自転車に対して、以下の義務を負うものとします。

1、弘前駅中央口駐輪場、又は場外の如何なる場所であっても自転車を使用しないときは、必ず施錠するものとします。

2、放置自転車禁止区域、及び自転車の撤去のおそれがある場所への駐輪は禁止します。

※自転車が撤去された場合は、利用者負担にて復元させるものとします。

3、利用者は、自転車の盗難、又は第三者による自転車への損傷等が発生した場合には、所管の警察署へ盗難届、又は被害届を届け出るものとします。

4、自転車の使用の際は、社会通念上考えられる範囲内（通学、買物など）での使用に留めるものとし、

- 自転車の性能を著しく低下させる使用、又は悪路等での使用は禁止するものとします。
- 5、自転車に異常が見受けられる場合には、直ちに使用を中止し、弘前駅中央口駐輪場管理室へ修理、又は自転車の交換依頼をするものとします。
 - 6、利用者は、弘前駅中央口駐輪場へ自転車を駐輪する際は、弊社による定期的な自転車の検査のため、指定された場所に駐輪するものとします。

第 10 条（修理の範囲と修理の依頼）

- 1、本サービスにかかる自転車の修理に関しては、以下の場合を除き、弊社が行うものとします。
 - （1）通常考えられる使用の範疇を超えて自転車を使用し、故障させた場合。
 - （2）自転車の鍵を紛失した場合
 - （3）著しく自転車の材質を劣化させる場所で保管し、概観、又は形状等を損傷させ故障につながった場合。
 - （4）悪路の連続走行により自転車を故障させた場合。
 - （5）故障の放置により自転車に致命的な故障を発生させた場合。
 - （6）改造により自転車を故障させた場合。
 - （7）その他、利用者の過失により自転車を故障させた場合。
- 2、本サービスにかかる自転車の修理の受付は、弘前駅中央口駐輪場管理室にて行うものとし、自転車は弘前駅中央口駐輪場へ持参するものとします。

第 11 条（サポートサービス）

- 1、本サービスにおけるサポートサービスは下記となります。

サービス名	対応時間	内容	対応エリア
電話サポート	5：00～19：00	電話によるサポート、相談など	
現場出勤	7：00～19：00	駆け付け対応（代車、回収）	弘前市内

第 12 条（防犯登録と自転車の整備）

- 1、弊社は、利用者に自転車の貸し出しを行う際は、事前に防犯登録を行うとともに、年 1 回、自転車安全整備店の自転車安全整備士に点検整備を依頼し、TS マークの取得を行うものとする。
- 2、弊社は、利用中の自転車を対象に、月 1 回程度、ブレーキ等の点検を行うものとする。

第 13 条（禁止事項）

利用者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- （1）法令または公序良俗に違反する行為
- （2）犯罪行為に関連する行為
- （3）弘前駅中央口駐輪場利用規約に違反する行為
- （4）他の利用者に成りすます行為
- （5）弊社のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接、又は間接に利益を供与する行為
- （6）その他、弊社が不適当と判断する行為

第 14 条（利用の制限）

本サービスの利用者が、以下のいずれかに該当するときは本サービスを利用することができません。

- （1）他人に迷惑を及ぼす恐れのあること。
- （2）駐輪場の施設若しくは附属設備等又は駐車中の自転車を損傷し、汚損し、又は紛失する恐れがあること。
- （3）その他駐輪場及び本サービスの管理運営上支障があること。

第 15 条（利用の取消し）

利用者が、以下のいずれかに該当するときは利用の取消し、又は利用が停止されます。

- （1）前条各号のいずれかに該当していること。
- （2）本サービスの管理運営上必要な条件を履行していないこと。
- （3）「本サービス規約」及び「弘前市自転車等駐輪場条例」又は「弘前市自転車等駐輪場管理運営

規則」に違反していること。

第 16 条（利用終了時）

本サービスの利用者が利用期間内または利用期間期限（12 月 31 日）に本サービスの利用を終了する場合は、自転車の鍵と貸与のツーロックを管理室まで返却する。

第 17 条（次年度利用更新）

本サービスを次年度も継続して利用したい本サービス利用者は、利用終了時に管理室まで申し出を行い、サービス期間外の料金支払い終了処理を行うものとする。また、次年度の指定日までに利用申込みが行われない場合は本サービスの利用資格は失われるものとする。

第 18 条（サービス内容の変更等）

当協議会は、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 19 条（利用規約の変更）

当協議会は、必要と判断した場合には利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後本サービスの利用を開始した場合には、当該利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

第 20 条（通知または連絡）

利用者と当協議会との間の通知または連絡は、当協議会の定める方法（電話、SMS、メール）によって行うものとします。当社は利用者から当協議会が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なもののみならず当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは発信時に利用者へ到達したものとみなします。

第 21 条（個人情報の取扱い）

当協議会は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当協議会「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 22 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、当協議会の代表団体本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。